

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、適正な意思決定を図り、効率的かつ健全な業務執行を行うことで企業価値を継続的に向上させるために、コーポレート・ガバナンス体制の強化、充実を推進することは経営の重要な課題の一つであると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
木村 謙三	405,000	4.74
木村 良	342,000	4.00
濱田精麦株式会社	310,062	3.63
株式会社三菱東京UFJ銀行	300,000	3.51
黒田 康敬	256,000	3.00
木村 友二郎	243,000	2.84
稲垣 辰彌	230,000	2.69
水野 正夫	220,000	2.57
木徳神糧従業員持株会	201,870	2.36
株式会社三井住友銀行	186,000	2.18

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	なし
--	----

親会社の有無 更新	なし
---	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	大阪 JASDAQ
--	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役監査の体制については、当社の監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役松下 守は税理士の資格を有しております。監査役杉野 翔子は弁護士の資格を有しております。各監査役は監査役会が定めた監査方針に基づき、業務執行の適法性について監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等の重要会議に出席するほか、内部監査部門である内部監査室(2名)との定期的な会議を開催し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧並びに必要に応じて取締役また使用人にその説明を求めることを通じて経営の健全性、透明性を監視しております。

一方、内部監査部門である内部監査室は会計監査人、監査役会との連携を図りながら、内部監査計画書に基づき各業務部門及びグループ各社の業務の適法性及び妥当性について、監査を実施しております。また、内部統制の観点から主要な業務部門、グループ各社を対象とした業務プロセス等のモニタリングを実施しております。

会計監査人には、SK東京監査法人を選任し、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
松下 守	税理士					○				
杉野 翔子	弁護士				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指
----	----	--------------	--

	役員	定した理由を含む)
松下 守	—	会社との特別な利害関係がなく、客観的視点で取締役の職務遂行等の監査ができること、税理士として財務・会計に関する高度な専門知識を有していること等が選任の理由であります。
杉野 翔子	○	会社との特別な利害関係がなく、客観的な視点で取締役の職務遂行等の監査ができること、弁護士として法務に関する高度な専門知識を有していること等が選任の理由であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社現行の取締役報酬制度は、取締役にとって職務遂行に適した制度と考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
--	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当連結会計年度における取締役9名に対する役員報酬の内容は以下のとおりです。

基本報酬	93,180千円
賞与	3,875千円
計	97,055千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額については、株主総会の決議により取締役の報酬等の総額を決定しております。各取締役の報酬等の額は、取締役会の決議により決定しております。なお、取締役の報酬等の総額は第61回定時株主総会決議により年間150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)となっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、社外監査役から業務執行状況や会議日程等の問合せ、議事録・稟議書の閲覧、その他監査の要請等があった場合は、その都度、取締役、管理部門又は必要に応じて関係部署が対応することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行

当社第63期(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)の取締役会は9名の取締役で構成され、定例の取締役会を毎月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。取締役会の機能強化、経営効率向上のため、役付取締役以上をメンバーとする経営会議を月1回開催し、業務執行に関する重要事項の協議を十分に行い、経営の意思決定を機動的に行っております。

(2) 監査・監督

当社は、監査役制度のもとで経営監督を行っております。当社の監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。各監査役は監査役会が定めた監査法人に基づき、業務執行の適法性について監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等の重要会議に出席するほか、内部監査部門である内部監査室(2名)との定期的な会議を開催し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧並びに必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることを通じて経営の健全性、透明性を監視しております。

会計監査人には、SK東京監査法人を選任し、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係わる補助者の構成は以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員 業務執行社員 江部安弘
指定社員 業務執行社員 久保圭寿
- ・監査業務に係わる補助者の構成
公認会計士 3名 会計士補 1名 その他 6名

(3)報酬

当連結会計年度における取締役及び監査役に対する役員報酬、並びに監査法人に対する監査報酬等の内容は以下のとおりです。

- ・役員報酬の内容
取締役を支払った報酬 97,055千円
監査役を支払った報酬 16,625千円
計 113,680千円
- ・監査報酬の内容
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 24,500千円
(上記以外の業務に基づく報酬はありません)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役制度を採用しております。当社の経営上の重要事項決定機関である取締役会及び経営会議の意思決定の迅速化と業務執行機能の強化を図るために執行役員制度を導入しております。又、コンプライアンス遵守の徹底、品質表示管理並びに安全体制の強化のため、各委員会を設置し積極的に活動を行っております。

1. 取締役及び経営会議

取締役会は9名の取締役で構成され、定例の取締役会を毎月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。取締役会の機能強化、経営効率向上のため、役付取締役をメンバーとする定例の経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項の協議を十分に行い、経営の意思決定を機動的に行っております。

また、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、平成18年3月開催した第58回定時株主総会において定款変更を行い、取締役の任期を1年に変更しております。

2. コンプライアンス委員会

企業倫理の徹底のために、コンプライアンス行動基準及びマニュアルをグループ全体に対して啓蒙・浸透させております。

3. 品質表示管理委員会

お客さまに安心して商品を継続的に購入していただくための品質管理方針を策定し、委員会会議を定期的で開催することにより、商品の表示の正確性、品質に係るチェックの徹底を図っております。

4. 安全衛生委員会

労働者の危険及び健康障害の防止に関する事項の調査審議並びに労働者の意見聴取を行い、労働災害を防止することを目的として活動しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算会社であり、定時株主総会は3月に開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、平成23年3月3日に決算説明会(説明者:代表取締役社長 平山 惇、取締役常務執行役員管理部門副部長(当時の役職) 伊豫田直記;説明内容:2010年12月期業績の報告並びに2011年12月期業績の予想、今後の経営戦略;参加者の属性及び人数:アナリスト・ファンドマネジャー、金融機関関係者、マスコミ関係者等で合計37名。)を開催致しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、決算短信(四半期決算短信を含む。)、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、株主通信等を、当社ホームページのIR情報サイト(URL http://www.kitoku-shinryo.co.jp/ir/index.html)に掲載しております。又、IRサイトの充実を図っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、経営管理室をIR担当部署として設置しております(TEL:03-5636-1502、E-mail:info@kitoku-shinryo.co.jp)。	
その他	当社は、毎年株主アンケートを実施しており、収集した株主のご意見を当社のIR活動に反映しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営の指針である企業価値に「お客さま、お取引先、株主、従業員、地域社会など、あらゆるステークホルダーとの信頼関係を大切にします」と明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社、グループの全工場においてISO9001又はISO14001の規格認証の取得を進めております。また、工場別の環境方針について、当社ホームページに掲載し公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ホームページに会社情報やIR情報に関する情報サイトを設けております。適時開示情報及びその他の情報を迅速に開示する体制を整えております。また、株主向けに年2回株主通信を発行し、会社の最新動向や財務状況等を掲載しております。
その他	当社は、年1回株主アンケートを実施しております。株主アンケートで収集した株主のご意見等をIR活動等に反映しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制として、当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において「内部統制システムの基本方針」に関する決議を実施しており、内容は次のとおりであります。

(1) 基本方針

当社では、以下の「企業価値」と「企業理念」を経営の最高指針とし、市場や顧客のニーズに対応するだけでなく、変化を自ら創造し、市場や顧客に対して新しい商品やサービスを提供していきます。

(企業価値)

- ・私たちは、お客さまのニーズに応えます。
- ・私たちは、お客さま、お取引先、株主、従業員、地域社会など、あらゆるステークホルダーとの信頼関係を大切にします。
- ・私たちは、社業の発展を通じて社会に貢献します。

(企業理念)

- ・誠意と感謝の気持ちを持つ企業であり続けます。
- ・より高いクオリティを追求する企業であり続けます。
- ・新しい価値を創造する企業であり続けます。

(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。

コンプライアンスの推進については、「木徳神糧グループコンプライアンス活動ハンドブック」を制定し、役員及び社員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、勉強会等を通じて指導し、コンプライアンス・マニュアル及び内部通報窓口の周知徹底を図っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「品質表示管理委員会」「安全衛生委員会」を設け、専門的な立場から、製品の品質、商品の表示の正確性、安全・衛生の各側面での企画と管理を行っております。また、各工場において、労働安全衛生に関する活動を展開し、労働安全に取り組んでおります。経理面においては、各部署長による自立的な管理を基本としつつ、経理担当部署が計数的な管理を行っております。

当社は、平時においては、月例の取締役会や経営会議、予実戦略検討会のほか各業務部門のミーティング等を通して会社の経営全般に影響を与える外的又は内的要因によるリスクの認識・識別し、そのリスクの軽減策等に関する意思決定を行い、適宜対応しております。また、有事においては、「リスク管理規程」に従い社長又は社長が指名した者を本部長とする「対策本部」が統括して危機管理にあたり、会社全体として対応することとなっております。また、顧問弁護士との関係については、単なる法務相談にとどまらず、社内の法令、諸規則等の違反や不正行為等の早期発見と是正を図るためのサポートを頂いております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、取締役会の機能強化、経営効率向上のため、役付取締役以上をメンバーとする経営会議及び執行役員以上をメンバーとする予実戦略検討会をそれぞれ毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項の協議を十分に行い、経営の意思決定を機動的に行っております。なお、取締役会、経営会議には常勤監査役が出席し必要におうじて取締役への勧告、助言を行っております。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ毎年策定される年度予算及び中期経営計画に基づき全社的な目標を設定しております。各部署においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年に変更しております。また、経営の意思決定と業務の執行が効率的に行われるように執行役員制度を導入しております。

(5) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行っております。また、機密情報の管理については機密情報管理規程、個人情報保護については個人情報管理規程を定めて対応しております。

(6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制としております。また、グループ共通の「木徳神糧グループコンプライアンス活動ハンドブック」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体としております。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うと同時に、必要に応じ当社内部監査室によるグループ各社への監査を行っております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための使用人を置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行うこととなっております。

(8) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとなっております。

また、監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議やコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するほか、取締役会及び監査役会直轄の部署である内部監査室との定期的な会議を開催するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めております。

なお、監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

2. 整備状況

(1) コンプライアンス委員会活動

コンプライアンス活動を推進するため、コンプライアンス委員会3回、推進会議3回及び職場会議2回を開催致しました。又、2008年1月16日より社外の法律事務所内に内部通報窓口を新設致しました。

(2) 品質表示管理委員会活動

毎月開催される品質表示管理委員会において、定期的な主要製品の原料と出来高の整合性に関する確認、製品サンプルのDNA鑑定結果の報告を行うとともに、外部への製造委託基準や業務用製品のJAS法適応等の課題についても検討を行いました。

(3) 安全衛生委員会活動

定期的に各工場において安全衛生委員会を開催し、労働安全衛生活動に取り組んでおります。

(4) 取締役会、経営会議等

開催された16回の取締役会のうち、定例会議12回、臨時会議2回、書面決議2回がありました。又、経営会議は13回が開催されました。

(5) 監査役への報告体制等

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、毎月内部監査室との定例会議を行い、会計監査人のほか、代表取締役並びに取締役との会合を監査役会の監査計画に基づいて行われております。

(6) 財務報告に係る内部統制の構築

管理部門の管理職をメンバーとする内部統制推進委員会事務局は、全社的な内部統制と業務プロセスの両面において内部統制の統制・整備・運用状況を把握するとともに、把握された不備への対応及び是正についても検討しております。又、取り纏めた財務報告に係る内部統制構築の基本方針は、内部統制推進委員会並びに取締役会に提出し、承認を得ております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、コンプライアンスの基本方針を定めた「木徳神糧グループコンプライアンス行動基準」の中で反社会的要求には断固とした姿勢で臨む旨を方針に定めております。

また、全役職員に配布している「木徳神糧グループコンプライアンス活動ハンドブック」に以下のマニュアルを掲載しております。

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済、社会の発展を阻害する反社会的な勢力、団体と関係を持つてはなりません。
- (2) 発行主体が明確ではない新聞や雑誌類等が届いた場合には、放置せず、直ちに上司あるいは総務室、コンプライアンス相談窓口ご連絡し、その指示に従わなければなりません。
- (3) 自分で意図しないままに反社会的勢力、団体と何らかの関係を持つてしまった場合には、隠すことなく、勇気をもって、その事実を上司あるいは総務室、コンプライアンス相談窓口へ報告、相談してください。会社として対処していくようにします。
- (4) 会社または自らの利益を得るために、反社会的勢力、団体を一切利用してはなりません。
- (5) 反社会的勢力、団体と関係がある取引先とは、いかなる取引も行ってはなりません。
- (6) 新しく取引する際には、インターネットの検索や興信所の情報並びに業界の評判等で相手が反社会的勢力や団体と関係がないことを必ずチェックします。

2. 反社会的排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除の方針等当社のコンプライアンスに関する基本方針を纏めた「コンプライアンス行動指針」を全役職員に示達すると共に、その内容、推進体制等をマニュアル化した「木徳神糧グループコンプライアンス活動ハンドブック」を木徳神糧グループの全役職員に配布しております。その後の活動状況は以下の通りです。

- (1) 2003年6月1日より木徳神糧グループの全役職員を対象とし、当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会の活動をスタート致しました。
- (2) コンプライアンス活動推進の実働リーダーは管理部門担当役員となりますが、一元的に情報を管理できるよう一義的な対応窓口としてコンプライアンス相談窓口を設置し、総務室長がその役割を担っております。総務室長は、セミナー等で情報を収集する一方、所轄の警察や金融機関等とも親密な関係を維持し、反社会的勢力についての情報を取得したり、必要に応じて支援をもらえる体制を構築しております。
- (3) 外部の法律事務所と契約を結び、何かあれば直ぐ相談・連携できる体制を構築していると共に、同法律事務所に当社の内部通報窓口を設置し社員は匿名でもコンプライアンスに関し直接法律事務所に相談できる体制を構築しております。
- (4) 役職員へのコンプライアンス全般についての意識の醸成、啓蒙促進を図るために、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進会議並びにコンプライアンス職場会議等では、市販のコンプライアンス教育ビデオや「木徳神糧グループコンプライアンス活動ハンドブック」を活用し、勉強会等の研修活動を継続的に実施しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 [更新](#) なし

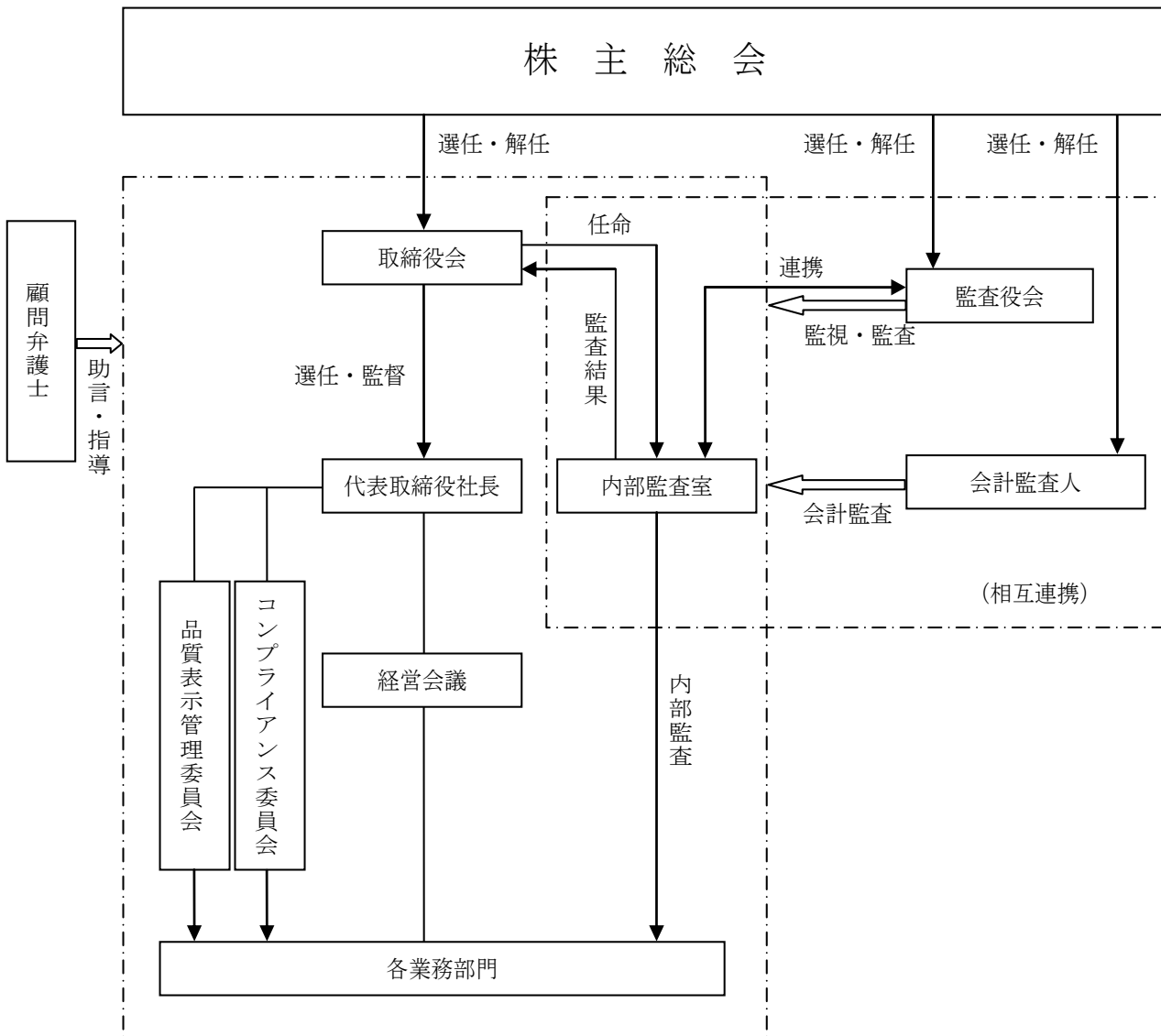
該当項目に関する補足説明 [更新](#)

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

当社は、内部統制システムの基本方針に基づき、内部統制整備を推進するとともに、経営環境の変化に対応し、継続的なコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

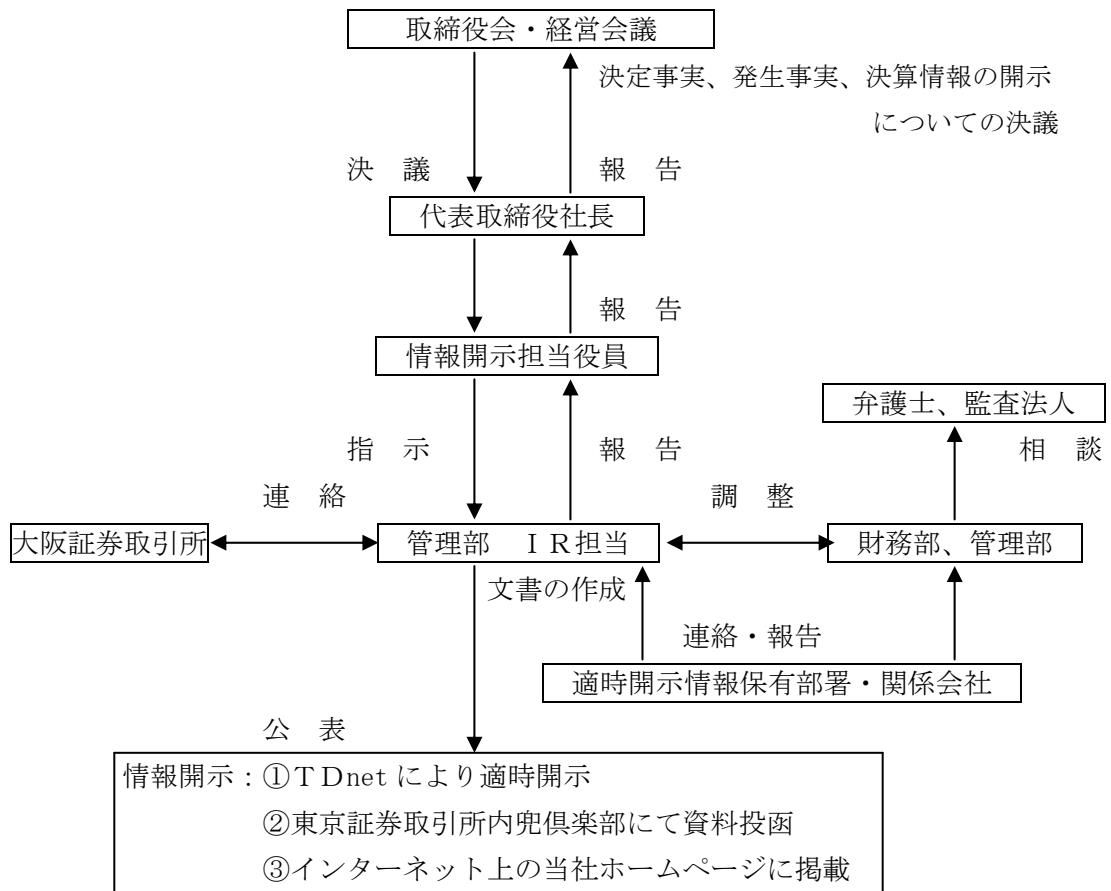
株 主 総 会



適時開示体制の概要

当社は、以下の社内体制のもと、関係会社を含め決定事実および発生事実、決算情報の公表についての情報を的確に把握し、情報共有化を図るとともに、会社情報の重要性の判断、適時開示の検討については当該案件部署、管理部、財務部等の関係部署において適時開示規則等に準拠して協議をいたします。

適時開示すべき情報を決定後、管理部 I R 担当において適時開示文を作成し、取締役会または経営会議決議後、速やかに情報の開示手続きを行います。



以 上